

松永浩昌・中野秀樹（遠洋水研）

H. Matsunaga and H. Nakano

(National Research Institute of Far Seas Fisheries, FRA)

近年、サメ類の保護に対する関心が国際的に高まってきており、ワシントン条約会議 CITES では 1994 年の第 9 回締約国会議 (COP 9) にサメ決議が採択され、以来サメ類の付属書への掲載提案がたびたび議論されている。これまでに、ノコギリエイ (COP10)、ジンベエザメ、ウバザメ、ホホジロザメ (COP11)、ジンベエザメ、ウバザメ、(COP12) の附属書掲載が提案され、COP11 までは全て否決された。しかし COP12 で再提案されたジンベエザメ、ウバザメの附属書 II への掲載提案は第 1 委員会でも否決されたものの、本会議で可決されてしまった。その後も漁業資源であるアブラツノザメやニシネズミザメの附属書への掲載を提案する動きが見られた。

これらの流れを受けて FAO ではサメ類資源の保護と合理的な管理を目的とした「サメ類の保護と管理のための国際行動計画」を制定し、関係各国に対して国内行動計画の作成と実行を求めている。この様な国際的な動向に対応するために、我が国でも国内行動計画が策定され、漁獲資料や調査データ、生物・生態学的知見等を収集と、それらに基づく資源評価が行なわれている。

バンコクで開催された今回の締約国会議 (COP13) では、サメ類については CITES ではなく漁業の専門機関である FAO や地域漁業管理機関で管理を行なうべきであると主張する日本の基本的立場が取り入れられ、FAO 主催によるサメ類管理のワークショップの開催を求める事を主な内容とし、国内での厳格なサメ保存措置の採用を削除したサメ類保存に関する決定が採択された。一方、豪州とマダガスカルが共同で行なったホホジロザメの附属書 II への新規掲載提案は第 1 委員会で審議された結果、賛成 87、反対 34、棄権 9 で賛成が 2/3 を上回って可決されてしまい、本会議では議題に上らなかった。

鯨関係では日本が提出したミンククジラを附属書 I から II に移行させるダウンリスティング提案が過去最高の指示を得たとの事で、持続的利用への理解が深まりつつあるものと思われたにも拘わらず、ホホジロザメの提案は多くの賛成票により 2/3 を超えて可決されてしまった。これでジンベエザメ、ウバザメ、ホホジロザメの 3 種が附属書 II に掲載されてしまい、欧米の環境保護団体の活動が今後更に活発化する可能性がある。これら希少種の附属書掲載は、直接的に我が国へ大きな影響を与えるものではないが、今後他の魚種への波及が懸念されるので、十分に用心する必要がある。